

【スクール受講契約書】

第1条

1.受講申込者（以下「甲」という）は本契約書記載の内容を承諾の上、本日当スクール（以下「乙」といいます。）に対し、スクール受講の申込みを行い、乙は甲の申込みを承諾しました。

第2条

- 1.乙は、甲に対し、乙の定めるスクールコース各種の中から甲が選択するスクールコースを契約書記載の学費・回数・時間により行うものとします。
- 2.乙は、甲に対するスクールコースの受講記録を作成し、その記録を常備するものとします。

第3条

- 1.甲は、乙からスクールコースを受講するに当たって、支払いの方法として、現金一括払い又はお振込み又はクレジット会社の立替払い等のなかから甲の希望する方法を選択できるものとします。
2. 受講料及び入学金の支払いは、契約日より1カ月以内に完了するものとする。支払い完了が1カ月を超える場合、乙は甲へ、残金に対して遅延損害金（年率10%）を請求するものとする。

第4条

- 1.この契約の有効期間は、この書面の交付日より表面記載の「有効期限の日」までとします。有効期間を経過した場合、契約に定める甲の権利は無効となります。ただし、甲乙の合意により有効期間を延長した場合はこの限りではありません。
（甲が期間の延長を希望する場合は、有効期限の30日前までに、乙に申し出なければなりません。）

第5条

本契約は事業者間契約の為、クーリングオフや中途解約等が一切適用されないものとします。

第6条

甲が受講する際は事前に乙へ予約の上、授業を行うものとする。
なお、甲の都合による当日キャンセルや遅刻は、授業時間を消化したものと扱う。

第7条

- 1.本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとします。
- 2.本契約に定めのない事項については、民法その他法令によるものとします。